

ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の規定に基づき、ふくしま出会いの場創出事業費補助（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業者)

第2条 県は、少子化対策の一環として、地域の企業・団体等と連携し、県内の独身者に対して様々な交流の場を創出することにより、福島での結婚の希望がかなう環境づくりや若者の地元定着等の促進を図るため、別表1に定める補助対象事業者（以下、補助対象事業者という。）に対し、知事が認める事業に要する経費へ予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率等)

第3条 この要綱において「ふくしま出会いの場創出事業」とは、出会いや結婚に対する支援を望んでいる県内の独身者に対して、補助対象事業者が企画・実施する出会いの場の創出に資する事業であり、「ふくしま出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいた婚活イベント、交流イベント事業をいう。

2 ふくしま出会いの場創出事業（以下「補助事業」という。）のうち、補助対象経費、補助率等は、別表第2及び実施要領に定めるとおりとする。ただし、国又は県、市町村等の他の補助事業として採択された事業を除く。

(補助金の交付の申請及び申請書等の様式等)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書及び以下（1）～（5）の添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式の1）
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する同意書（第1号様式の3）
- (4) 団体又は企業の定款
- (5) その他参考となる書類

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63

年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を通知する場合において、補助金の交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に条件を付することができるものとする。

(補助の条件及び交付決定の取り消し)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に関する証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定に違反した場合のほか、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更の承認等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事前に第2号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止若しくは廃止の承認決定又は補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者には通知するものとする。
- 3 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の内容に影響を及ぼさないと認められる場合において行う補助対象事業費の20%以内の減額変更。
 - (2) 事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさないと認められる場合において行う経費の配分の変更。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、第3号様式による完了報告書及び第4号様式による実績報告書、「実施要領」に定める書類を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者には通知するものとする。ただし、交付の決定額と確定額とが同額である場合を除く。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に第5号様式により交付するものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必

要があると認めるときは、概算払を請求することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、第6号様式による概算払請求書を知事に請求しなければならない。

(補助事業の遂行状況の報告及び調査)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

(情報の開示)

- 第13条 補助事業又は補助事業者に関して、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福島県条例第69号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業者
(1) 県内に事業所等を有する企業、商工会議所、青年会議所、農業協同組合などの団体等
(2) 結婚相談所や婚活イベント会社など結婚支援を行う事業者等
(3) 県又は市町村の管轄する結婚世話やき人制度に登録している者が含まれる団体等
(4) その他、補助金の趣旨に合致する活動を行う特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体等の非営利の法人又は団体であって、こども未来局長が認めた者。

別表第2（第3条関係）

1 事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額
1 婚活イベント	補助対象事業者が県内の独身男女各10名以上を対象に企画・実施する婚活イベント。 ※ただし、男女のマッチングを行うイベントに限る。	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料、体験料	10/10	20万円
2 交流イベント	補助対象事業者が県内の独身男女各10名以上を対象に企画・実施する交流イベント。 ※ただし、男女のマッチングを必須としない。	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料、体験料	2/3	20万円

※詳細はふくしま出会いの場創出事業費補助金イベント実施要領のとおり。

第1号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおりふくしま出会いの場創出事業を実施したいので、ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付要綱第4条の規定により、金 円を交付してくださいよう申請します。

記

1 事業の目的

県内の独身者に対して様々な交流の場を創出することにより、福島での結婚の希望がかなう環境づくりや若者の地元定着等の促進を図る。

2 事業の内容

事業名 (該当する方に○)	・婚活イベント ・交流イベント
補助申請額	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の1）
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第1号様式の3）
- (4) 団体又は企業の定款
- (5) その他参考となる書類

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

(第1号様式の2)

収支予算書

(収入)

(単位：円)

区分	金額	金額の内訳
参加者負担金		※算定基礎を記入
自己資金		※内容を記入
その他		
補助金申請額		
合計	0	

(注) 「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記載してください。

(支出)

(単位：円)

区分	金額	明細
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
体験料		
合計	0	

(注) 「明細」欄には、積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず記載してください。

「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください。

(第1号様式の3)

暴力団等反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する同意書

福島県知事 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約及び本事業の申請一切に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

所在地
名称
代表者の氏名

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

下記により、 年度ふくしま出会いの場創出事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付要綱第7条の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 添付書類
 - (1) 変更後の事業計画書（第1号様式の1）
 - (2) 収支予算書（第1号様式の2）
 - (3) その他参考となる書類

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

第3号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金完了報告書

年度ふくしま出会いの場創出事業について、ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名 (該当する方に○)	・婚活イベント ・交流イベント
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令こ第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

----- (以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること) -----

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

第4号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金実績報告書

年度ふくしま出会いの場創出事業を実施したので、ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 添付書類

- (1) 実績報告書（第4号様式の1）
- (2) 収支決算（見込）書（第4号様式の2）
- (3) その他参考となる書類

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

(第4号様式の1)

ふくしま出会いの場創出事業 実績報告書

	提出年月日	令和 年 月 日
事業名 (該当する方に○)	・婚活イベント ・交流イベント	
団体名		

1 事業の実施結果

※事業実施の効果を踏まえて記載してください。
※補助対象となる参加者数（男女別）、年齢等を具体的に記載してください。
※「婚活イベント」の場合は、マッチング数を記載してください。
※実施したイベントの写真を添付してください。

2 イベント参加者の感想、意見等

※参加者アンケート等での意見、感想等を具体的に記載してください。

3 今後の展開等

※事業の課題及び課題を踏まえ、今後どのように取り組むか等について記載してください。

今後の継続意向：有 無

(第4号様式の2)

収支決算書

(収入)

(単位：円)

区 分	金 額	金額の内訳
参加者負担金		
自己資金		
その他		
補助金額		
計		

(支出)

(単位：円)

区 分	金 額	明 細
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
体験料		
計		

(注) 「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず記載してください。

「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください。また、支出の根拠となる領収書の写しなどを添付してください。

第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令こ第 号で交付決定のあったふくしま出会いの場創出事業について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 円
2 受 領 済 額 円
3 今 回 請 求 額 円

※ 銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普・当		

----- (以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること) -----

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

第6号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出会いの場創出事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令こ第 号で交付決定のあったふくしま出会いの場創出事業について、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
2 受領済額 円
3 今回請求額 円
- 4 概算払いの理由（下記いずれか該当するものに☑をつけてください）
 資金力に乏しく概算払いを受けなければ補助対象事業の着手が困難であるため
 補助対象事業に着手をしており、その実施量に応じた金額を請求するため
（注）実施量の内訳が分かる書類を添えてください。

※ 銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人
		普・当		

-----（以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること）-----

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

第7号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事 様

所 在 地
補助事業者 名 称
代 表 者 名

ふくしま出合いの場創出事業費補助金事業仕入れに係る消費税相当額報告書

年 月 日付け福島県指令こ第 号で交付決定のあったこの事業について、
ふくしま出合いの場創出事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記により報告し
ます。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 (A)	円
消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円

----- (以下、押印省略した場合は余白に必ず記載すること) -----

責任者氏名

担当者氏名

連絡先